

知多北部広域連合主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、より専門性の高い人材の育成に向けて構成市町内の事業者が行う取組を支援し、介護支援専門員の能力の継続的な向上を図るため、主任研修を修了した介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者等に対し予算の範囲内で交付する知多北部広域連合主任介護支援専門員研修費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (2) 事業所 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行い、東海市、大府市、知多市又は東浦町（以下「構成市町」という。）内に所在する事業所をいう。
- (3) 介護支援専門員 法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (4) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。
- (5) 主任研修 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、事業所を有する居宅介護支援事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主任研修に係る受講料（必須テキスト代及び実習費を含む。以下同じ。）について国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていない者

(2) 事業所の所在地の市（町）税（市（町）税に連帯して納める税を含む。）を滞納していない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が有する事業所で勤務する職員の主任研修に係る受講料の内、補助対象事業者が負担する部分（以下「事業者負担受講料」という。）に限る。

2 前項の職員は、補助対象事業者が有する事業所における介護支援専門員としての雇用期間が90日以上で、第6条の交付申請時においても継続して雇用している者とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 同一事業者が有する事業所間における当該職員の異動

(2) 当該職員が死亡、家族の介護、配偶者の転勤（当該職員が引き続き事業所で勤務することが困難な場合に限る。）その他のやむを得ない理由により退職した場合

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、事業者負担受講料に2分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、主任研修を修了した職員1人につき5万円を限度とし、補助金の交付は職員1人につき1回とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年3月14日までに、知多北部広域連合主任介護支援専門員研修費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 受講した職員の在職証明書（第4条第2項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）

(2) 受講経費の領収書、クレジット契約証明書又は利用証明書の写し

(3) 受講料の内訳が分かる資料（研修案内等）

(4) 主任介護支援専門員研修に係る受講料の一部又は全部について補助対象事業

者が負担したことを確認できる書類

(5) 研修機関が発行する修了証明書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めた書類

(交付の決定等)

第7条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、支給の可否を決定し、知多北部広域連合主任介護支援専門員研修費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 広域連合長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、知多北部広域連合介護支援専門員研修費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金の全部を広域連合長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受講する主任研修に係る補助金について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき交付決定を受けた補助金の交付に関しては、同日以降もなおその効力を有し、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者に係る第8条の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。